

定期巡回・随時対応サービス 開設・運営支援アドバイザー制度 設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号、以下「法」という。）第8条第15項に定める定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下「サービス」という。）を提供する事業所を設置する法人（以下「定期巡回事業者」という。）が継続的かつ安定的に運営できるよう支援すること、また、サービスへの参入を検討する法人等（以下「参入検討法人等」という。）に対し、参入を促すことを目的として、定期巡回・随時対応サービス 開設・運営支援アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置することについて必要な事項を定める。

(職務)

第2条 アドバイザーは次に掲げる職務を行う。

- (1) 定期巡回事業者が継続的かつ安定的に運営できるよう、サービスの提供等に関する助言等を行う。
- (2) 参入検討法人等に対し、参入意欲を喚起するようサービスの提供等に関する助言を行う。
- (3) 保険者が前各号のために主催する研修会等の講師を行う。

(登録)

第3条 県は、サービスの提供等に関し必要な知見を有する者をアドバイザーとして登録する。

(対象)

第4条 本制度の対象は、県が必要と認めた定期巡回事業者、参入検討法人等、保険者とする。

(助言等の内容)

第5条 助言等の内容は、助言を受ける事業者が継続的かつ安定的に運営するため、また、サービスへの参入を検討する法人等が十分な検討を行うために必要な事項とする。

(手続き)

第6条 アドバイザーの派遣を受けようとする定期巡回事業者及び参入検討法人等は、所在する保険者（参入検討法人等の場合は開設予定場所の保険者をいう。以下、同じ。）を通じて様式1により県へ申請する。

2 アドバイザーの派遣を受けようとする保険者は様式2により県へ申請する。

3 県は、前各項による申請を審査し、アドバイザーの派遣を決定した場合には、様式3によりアドバイザーに依頼する。

4 定期巡回事業者及び参入検討法人等がアドバイザーの派遣を受ける場合、保険者は同席するものとする。

(費用)

第7条 県は、アドバイザーに対して、予算の範囲において助言等に伴う謝金を支給する。

2 県は、第8条の報告を受けた後10日以内に、アドバイザーに対し、予算の範囲内で謝金を支払う。

(報告)

第8条 アドバイザーの派遣を受けた定期巡回事業者及び参入検討法人等は所在する保険者を通じて、派遣を受けた日から10日以内にその実施結果を様式4により県へ報告する。

2 アドバイザーの派遣を受けた保険者は、派遣を受けた日から10日以内にその実施結果を様式5により県へ報告する。

(秘密の保持等)

第9条 アドバイザーは、本要綱に基づく一切の業務の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らし、又は当該業務の履行以外の目的に利用してはならない。当該業務が終了した後においても同様とする。

(定めのない事項等)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月10日より施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日より施行する。